

平成24年第3回美幌町議会臨時会会議録

平成24年5月17日 開会

平成24年5月17日 閉会

平成24年5月17日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認について〔美幌町税条例の一部を改正する条例制定〕
日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認について〔美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定〕
日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認について〔平成 23 年度美幌町一般会計補正予算(第 13 号)〕
日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認について〔平成 23 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 7 号)〕
日程第 7 承認第 5 号 専決処分の承認について〔平成 23 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)〕
日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認について〔平成 23 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第 5 号)〕
日程第 9 承認第 7 号 専決処分の承認について〔平成 23 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第 4 号)〕
日程第 10 承認第 8 号 専決処分の承認について〔平成 24 年度美幌町一般会計補正予算(第 1 号)〕
日程第 11 同意第 1 号 美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について
日程第 12 議案第 36 号 平成 24 年度美幌町一般会計補正予算(第 2 号)について
日程第 13 報告第 7 号 専決処分の報告について
日程第 14 議員の派遣について

○出席議員

- | | | | |
|------|---------------|------|----------------|
| 1 番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2 番 | 大 江 道 男 君 |
| 3 番 | 早 瀬 仁 志 君 | 4 番 | 柏 葉 久 子 君 |
| 5 番 | 中 嶋 すみ江 君 | 6 番 | 松 浦 和 浩 君 |
| 7 番 | 上 杉 晃 央 君 | 8 番 | 岡 本 美代子 君 |
| 副議長 | 9 番 坂 田 美栄子 君 | 10 番 | 宗 像 密 琇 君 |
| 11 番 | 大 原 昇 君 | 12 番 | 吉 住 博 幸 君 |
| 13 番 | 橋 本 博 之 君 | 議長 | 14 番 古 舘 繁 夫 君 |

○欠席議員

○地方自治法第 121 条の規定による出席説明者

- | | | | |
|---------|-----------|-------------|---------|
| 美幌町長 | 土 谷 耕 治 君 | 教 育 委 員 会 長 | 沖 田 滋 君 |
| 美幌町監査委員 | 高 木 清 君 | | |

○地方自治法第 121 条の規定による出席受任説明者

副町長	染谷良君	総務部長	平井雄二君
民生部長	馬場博美君	経済部長	平野浩司君
建設水道部長	磯野憲二君	病院事務長	大村英則君
会計管理者	鈴木元春君	総務主幹	高崎利明君
住民活動主幹	丸山俊夫君	財務主幹	矢萩浩君
契約財産主幹	村田純一君	税務主幹	大平幸雄君
環境生活主幹	谷川明弘君	児童支援主幹	佐藤和恵君
福祉主幹	井上和俊君	健康推進主幹	立花八寿子君
農政主幹	高木恵一君	公社主幹	広島学君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	門別孝志君	建築主幹	佐藤修君
教育長	川崎俊郎君	教育部長	佐藤庄一君
学校教育主幹	藤原豪二君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	小西守君	文化ホ－ル	石坂聡君
スポーツ振興主幹	田村圭一君	建設準備主幹	石坂聡君
		監査委員室長	嶋田秀行君

○議会事務局出席者

事務局長	浅野俊伸君	次長	荒井紀光子君
議事係長	水上修一君	庶務係長	那須清二君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古館繁夫君） ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第3回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番新鞍峯雄さん、2番大江道男さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古館繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る5月14日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君）〔登壇〕 平成24年第3回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る5月14日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、専決処分の承認8件、人事案件1件、議案1件、報告事項1件であります。

よって、本臨時会の会期については、本日1日限りといたしたいと存じます。

また、意見書提出、議会決議を求める要請を受理していますので、その取り扱いについて報告いたします。

自由法曹団北海道支部からの国会議員の比例定数削減に反対し、小選挙区制の廃止と民意を正確に反映する選挙制度を求める要請については、資料配付の措置といたしました。

なお、本日、皆様の協力をお願いして議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（古館繁夫君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（浅野俊伸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（古館繁夫君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成24年第3回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

専決処分の承認についてであります。まず、美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法が改正されたことに伴い、平成24年度の町税課税を行うため急を要したこと。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法における基準省令等が改正されたことに伴い、サービス利用者からの手数料徴収のため急を要したこと。

平成23年度美幌町一般会計補正予算については、繰越明許費に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成23年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算については、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

平成23年度美幌町介護保険特別会計補正予算については、介護サービス給付費に係る会計処理等のため急を要したこと。

平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算については、建設事業費に係る会計処理等のため急を要したこと。

平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算については、建設事業費に係る会計処理等のため急を要したこと。

平成24年度美幌町一般会計補正予算については、リサイクルセンター施設整備のため急を要したことにより専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

本町職員懲戒審査委員会委員、浅野俊伸前総務部長は、人事異動によりその職を辞しましたので、後任として、平井雄二総務部長を任命いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

平成24年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について、補正の主なものとしては、地域集会室用土地建物購入費として900万3,000円、住宅リフォーム促進補助金として3,450万円などの補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第3 承認第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

承認第1号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の4ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

平成24年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成24年3月31日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の5ページをごらんいただきたいと思います。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で説明をいたしますので、参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

今回の税条例の改正目的でありますけれども、主な目的といたしましては、地方税法の一部改正に伴いまして、所用の税条例の改正を行おうというものでございます。

改正内容でありますけれども、まず、大きな1点目として町民税でありますけれども、これにつきましては、震災により被災をした方におけます、まず1点目といたしまして、

（1）に記載のとおり、雑損控除の適用にお

きまして、その期間の特例を設けるものでございます。

(2) といまして、震災により居住用家屋が滅失した場合、その居住用家屋の敷地に係る譲渡の特例を受けられる期間を延長する規定を。

(3) といまして、住宅借入金等特別税額控除につきまして、被災住宅と新たに取得をした住宅の双方の特別税額控除を対象とするという規定を設ける改正をしようとするものでございます。

大きな2点目といまして、固定資産税と都市計画税及び特別土地保有税であります。が、(1)の1点目ではありますが、これは美幌町公共下水道条例に規定をする除外施設に係る課税標準の軽減措置につきまして、平成23年度までは地方税法で規定されていたものでありますけれども、これが平成24年度から条例で定めることとされたことによりまして、従前のおり措置を維持するために4分の3の軽減率を定めるものでございます。

(2) 点目といまして、平成24年度の固定資産税の評価がえに伴いまして、土地の負担調整措置を平成24年度から平成26年度までの3年間継続するとともに、地価が下落している場合については、下落修正ができる特例措置についても、平成25年度から26年度まで継続する改正を行おうとするものでございます。

それから、(3) としまして、平成20年の公益法人制度改革によりまして、公益性が認定された公益社団、財団法人に限定し、非課税措置が講じられるところではございますけれども、図書館、博物館及び幼稚園を設置する一般社団法人または一般財団法人の中には、財政基盤が脆弱であるために、公益認定基準を満たせずに一般社団、財団法人に移行せざるを得ない法人が少なからず存在する実態を考慮いたしまして、今回の改正において、その一定の条件を満たす法人に限って、非課税措置の対象とすることになったことから規定するものでございます。

次の、2ページ一番上、3点目でございます。軽自動車税におきましては、身体障害者の年齢制限を廃止し、身体障害者等に対する軽自動車税の減免要件を緩和するものでございます。

4点目の国民健康保険税におきましては、先ほどの町民税と同様、震災により居住用家屋が滅失した場合、その居住用家屋の敷地に係る譲渡の特例を受けられる期間を延長する規定をしようとするものでございます。

以下、その他ということで、引用条項及び字句の整理を行おうとするものでございます。

根拠法令におきましては地方税法、施行日につきましては平成24年4月1日であります。

なお、次の3ページから16ページに新旧対照表を添付してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第4 承認第2号

○議長(古舘繁夫君) 日程第4 承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の13ページをお開き願います。

承認第2号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

14ページをお開き願いたいと思います。

専決処分書。

平成24年度美幌町介護予防・生活支援事業に係るサービス利用者からの手数料徴収のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、15ページで御説明申し上げます。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

記以下につきましては、議案の参考資料の17ページをお開き願いたいと思います。

承認第2号関係。

条例名、美幌町介護予防・生活支援事業条例。

改正の目的につきましては、介護保険法における介護報酬の改正について、平成24年3月13日に指定居宅サービスに係るサービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正が行われ、介護保険報酬の改定が平成24年4月1日から施行されること及び短期宿泊利用サービスの内容が短期入所生活介護費からユニット型短期入所生活介護に変更されることから、生活援助事業、入浴サービス事業及び短期宿泊利用サービスに係る利用者から徴収する手数料について、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、条例第7条別表に規定する手数料の徴収金の一部を改正す

るものでございます。

18ページをごらんいただきたいと思いません。

最初に、一番上でございます、生活援助事業につきましては、条例第4条に規定する事業でございます。内容につきましては、ホームヘルプサービス事業であります。今回の改正につきましては、介護報酬の居宅介護予防サービスの改定が、平成24年4月1日から施行されたことにより、利用者からの手数料について一部改正するものでございます。

最初に、金額の改定でございますけれども、条例の第1条第1項の特定高齢者及び第3号の認知症高齢者についてで、改正後の中に生活保護法に係る以外、被保険者以外の者について今回改正してございます。週1回から週3回の利用について、改正後の金額に改めるものでございます。

二つ目でございます。その横に加算減算等の改正であります。これにつきましては、改正前の3級ヘルパーの割合20%減算を削除するものでございます。

大きく二つ目の中段になります。次に、入浴サービス事業につきましては、条例第4条第2項に規定する事業でございます。訪問、入浴サービスの事業であります。今回の改正につきましては、介護報酬の居宅介護予防サービス費の改定が平成24年4月1日から施行されたことによって、介護減算等の3級ヘルパーの場合、20%減算を削除するものでございます。

最後になります、一番下でございます。短期宿泊利用サービス事業につきましては、条例第4条第3号に規定する事業で、短期宿泊利用サービスの事業を利用している者の場合、介護保険料を超えて超過日数分について、町として支援する制度でございます。

今回の改正につきましては、先ほど御説明申し上げました介護報酬の改定がされたこと、それから、短期宿泊利用サービスの内容が短期宿泊の生活介護からユニット型に変更されたことに伴い、利用者から徴収する手数

料について改正するものでございます。

金額につきましては、生活保護による被保護世帯以外の者について、要支援1から要介護5まで改正するものでございます。

参考資料の19ページをお開き願いたいと思います。

19ページから24ページにつきましては、それぞれ新旧対照表でございますので御参照いただきたいというふうに思います。

それでは、参考資料の17ページにお戻りいただきたいと思います。

根拠法令につきましては、介護保険法であります。施行日につきましては、平成24年4月1日からであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 認識を新たにしたいために質疑させていただきたいと思いますが、今回、加算減算の欄のことですけれども、3級ヘルパーの扱いで減額されておりましたが、それがいい意味で是正されたなと思っていますが、そういう意味では、この方々のサービスの内容が今まで、逆に言うと、していることが3級だから20%減、今回直ったのですけれども、そういう意味で、3級、2級という意味の技術的な差というのはどこにあるのかなと思ってみたり、もともと本来、失礼な言い方に聞こえるかもしれませんが、3級で技術を含めて、知識を含めて足りたことを、むしろマイナス要因で査定していたのか、そこら辺、もし美幌町としても見解があれば、これは法に基づいて改正されていることだと思っておりますが、その3級、2級に対する解釈はどのようにとらえたらいいのかお教え願えればありがたいと存じますので、端的にお教え願えないでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 今の条例改正の中で、加算減算等の3級ヘルパーの場合、2

0%減算に対してどうなのかということでございます。

確かに解釈のとおり、今までについては介護保険法の基準の中で、3級については20%減額しておりました。今回の改正によりまして、それが3級であろうが、2級であろうが減算をしないということの法の解釈でございます。

ただ、今現在、3級について、それから2級について、それぞれ講習会でありますけれども、現時点においては、3級の資格はあるものの、現在の中においては、2級ヘルパーの資格の取得でやっている場合がありますので、今の吉住議員から御質問があったことについては、ちょっと手元に資料がございませんので、現時点においての2級について対応しているということで、御理解いただきたいと思っております。

後ほど、3級と2級の違いについては調べて解答したいというふうに思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 承認第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の23ペー

ジをお開き願いたいと思います。

承認第3号専決処分承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるといふことで、次の24ページをお開きいただきたいと思ふます。

専決処分書。

繰越明許費に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の25ページから御説明をいたします。

平成23年度美幌町一般会計補正予算（第13号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,065万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ108億9,651万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」で御説明申し上げます。

それでは、30ページをお開きいただきたいと思ふます。

第2表、繰越明許費について御説明を申し上げます。

事業名、畑地帯総合土地改良事業、8,5

80万円でございます。これにつきましては、本年3月の定例町議会におきまして補正させていただきました畑地帯総合土地改良事業、美幌田中地区分担金のうち、翌債分及び国の第4次補正分につきましては、平成23年度中に事業を終了することができないため、財源を翌年に繰り越して平成24年度に実施するものでございます。

繰り越し財源といたしましては、特定財源として6,510万3,000円、一般財源として2,069万7,000円を繰り越すものでございます。

次に、31ページをお開きいただきたいと思ふます。

第3表、債務負担行為補正について御説明申し上げます。

まず、1点目の特別養護老人ホーム緑の苑移転改築事業補助金でございますけれども、昨年7月の臨時町議会におきまして、債務負担行為の予算化をさせていただいたところでありますが、事業費の確定及び法人借入れ分の町の利息負担分について、30年間の借入期間のうち、前期10年間で確定したことにより、限度額を1,821万円減じまして、2億9,345万円とするものであります。

2点目の（仮称）文化ホール整備事業につきましては、これも昨年12月の定例町議会におきまして債務負担行為の予算化をさせていただいたホール整備事業の外構工事分でありますけれども、事業費の確定により、限度額を73万1,000円減じまして、4,058万5,000円とするものであります。

次に、32ページをお開きいただきたいと思ふます。

第4表、地方債補正について御説明を申し上げます。

起債の目的にあります上段の特定間伐等促進事業につきましては、起債対象事業費の減により、限度額を490万円減じまして、1,300万円とするものであります。

中段の臨時財政対策債、これは交付税制度

の見直しによりまして、交付税の不足分の一部を地方債に振り返られたもので、後年度に交付税措置がなされるものでありますけれども、後年度の地方債償還額の軽減を図るために、限度額を1億5,040万円減じまして、2億8,600万円とするものでございます。

下段の地域総合整備資金貸付事業につきましては、特別養護老人ホーム緑の苑移転改築に伴う社会福祉法人恵和福祉会に対するふるさと融資制度による貸付事業で、事業費の確定により限度額を500万円減じまして、1億5,100万円とするものであります。

この結果、当初、町の利息の負担分として500万円を見込んでおりましたが、借入金が減額となったことから100万円減じまして、町の実質の利息の負担は400万円となる見込みでございます。

今回の地方債補正の結果、平成23年度の地方債借入額の総額は、6億8,520万円となるものでございます。

それでは次に、47ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

今回の補正につきましては、年度末におけます額の確定、または実績に基づきます整理でございますけれども、このページ、47ページの中ほどにあります企画費、一般事務費の積立金6万5,000円の増額補正であります。これにつきましては、去る2月23日、美幌町字仲町2丁目48番地の79にお住まいの大平富美子様より、まちづくりに使用してほしいと5万5,000円の御寄附をいただいた分と、3月23日、千葉県柏市にお住まいの田中敏文様から、ふるさと寄附金として1万円をいただいた分を、ふるさとづくり基金へ積み立てするものでございます。

1段飛びまして、財政調整基金積立金の増、1億3,447万4,000円ありますが、まずは、3月21日、美幌町字報徳268番地の9にお住まいの大屋委代様から、図

書館蔵書のために役立ててほしいと1万円の御寄附をいただいた分と、年度末整理に伴います執行残及び特別交付税等の額の確定に伴い、24年度補正事業財源として、財政調整基金へ5,446万4,000円を、また、後年度の事業に対する財源確保として、公共施設整備基金へ8,000万円を積み立てするものでございます。

以下、このページにおきましては、年度末における整理でございます。

次に、49ページをお開きいただきたいと思っております。

上段の社会福祉総務費の一般事務費、1行飛びまして、積立金3,000万5,000円でございますが、これにつきましては、まず、2月28日、東京都台東区にお住まいの中越哲浩様より、福祉に役立ててほしいと5,000円の御寄附をいただいた分と、後年度の事業に対する財源確保として、福祉基金へ3,000万円を積み立てするものでございます。これによりまして、福祉基金の年度末残高は3億8,607万1,000円となる見込みでございます。

1段飛びまして、高齢者福祉費の一般事務費の補助金、1行飛びまして、2行目と3行目にあります。まず、低所得利用者負担額軽減事業補助金17万円の増額と、次の、緑の苑ユニット型個室利用者負担激変緩和事業補助金80万4,000円の増につきましては、本年3月4日に特別養護老人ホーム緑の苑が移転したことに伴いまして、23年度の3月分の両補助金の交付が必要となったもので、低所得者軽減につきましては26名が対象となり、激変緩和につきましては49名が対象となった分でございます。

以下につきましては、年度末の整理でございます。

次に、51ページをお開きいただきたいと思っております。

このページにおきましては、すべて年度末の整理でございます。

次に、飛びまして55ページをお開きくだ

さい。

中ほどの林業費、林業総務費の林業推進事業、2行目の積立金10万円の増額であります。これにつきましては、3月27日、東京都調布市にお住まいの谷戸章多郎様より、植樹に役立ててほしいと10万円のふるさと寄附金をいただいた分を、未来への森林づくり基金へ積み立てするものでございます。

次の57ページから最後の65ページまでにおきましては、すべて年度末における額の確定及び実績に基づきます整理でございます。

それでは、次に、歳入のほうに移ります。37ページにお戻りいただきたいと思っております。

37ページにおきましては、すべて額の確定に伴います整理であります。

次に、39ページをお開きください。

上段から2段目に記載のあります地方交付税の増額でございます。2億6,805万3,000円の増額でありますけれども、これは今回、特別交付税の額の確定によります増額補正でありまして、今年度の交付税額は普通交付税が38億2,673万7,000円、特別交付税が3億3,805万3,000円、合計交付税総額は41億6,479万円で、対前年比2.8%の減となったところでございます。

以下、年度末の整理でございます。

次に、41ページをお開きいただきたいと思っております。

このページにおきましても、額に伴います年度末の整理でございますが、上から7段目にあります中学校費補助金の2行目、安全・安心な学校づくり交付金の増、155万2,000円でございますけれども、これにつきましては、美幌中学校移転改修工事に係る交付金でありまして、当初、トイレ改修費用が補助対象外となっていたものでありますけれども、これが補助対象となったことによる増額補正でございます。

下から4段目にあります3行の中の一歩下

の行、介護サービス利用者負担軽減事業費補助金、12万6,000円の増。これは先ほど歳出で御説明をいたしました、低所得者の負担軽減補助金について、道からの補助金がついたことによる補正でございます。

次に、43ページをお開きいただきたいと思っております。

上から3段目、地域づくり総合交付金の増、3,000万円でございますが、これは（仮称）文化ホール建設事業について、当初、7,000万円の交付決定がなされたところでありましたが、追加配分によりまして、限度額であります1億円の交付の変更決定がされたことから増額をするものでございます。

次、1段飛びまして、森林組合出資配当金であります。50万円の増額でありますけれども、森林組合に出資しております5万口、2,500万円の、今年度におきましては2%が配当金として配当されたものでございます。

1段飛びまして、不要物品売払代の増、376万4,000円の増につきましては、タイヤショベル等の車両売り払いでございます。

次の一般寄附金の増、5万5,000円でございますけれども、先ほど歳出のほうで御説明しましたとおり、大平富美子様からのまちづくりに役立ててほしいといただいた寄附金と、次のふるさと寄附金におきましては、歳出でも御説明しましたが、本年2月28日から3月27日まで、3名の方からふるさと寄附金としていただいた分の11万5,000円でございます。

次の図書費寄附金につきましても、先ほど歳出で御説明いたしました、大屋委代様からの寄附金でございます。

それから次の、ふるさとづくり基金繰入金の減、191万7,000円でございますけれども、これにつきましては、まず、商店街活性化事業補助金、びほろ冬まつり補助金に対しまして、いきいきふるさと推進事業の助成

金が交付されたことに伴いまして、基金繰入金を減ずるものでございます。

次の財政調整基金繰入金の減、3,862万3,000円の減につきましては、年度末の財源調整により減額補正するものであります。

その次の公共施設整備基金繰入金の減、4,000万円の減につきましても同様でございます。

それから、未来への森林づくり基金繰入金の増、297万9,000円、これにつきましては、充当事業の確定により繰入金の増額補正であります。

それぞれ年度末の基金残高でございますけれども、財政調整基金は8億9,250万7,000円、公共施設整備基金につきましては6億3,472万4,000円、未来への森林づくり基金につきましては1,547万4,000円となるものでございます。

次に、45ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどにあります雑入の中の3行目、物品等売払の増、426万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、リサイクルセンターにおけるペットボトル、あるいはその他プラスチック等の売払代でございます。

2行飛びまして、森林組合事業割配当金、136万5,000円の増額補正でありますけれども、これにつきましては町有林の造林事業、あるいは下刈り等を森林組合へ委託しました事業費、1,365万4,000円の、今年度におきましては、この10%が事業割配当金として配当されたものでございます。

1行飛びまして、いきいきふるさと推進事業補助金、279万円の増額補正でございますが、これにつきましては、商店街の各種イベント事業、びほろ冬まつり及びデュアスロン大会に対し助成金が交付決定されたことによる増額補正でございます。

町債につきましては、先ほど地方債補正で御説明を申し上げましたので、省略をさせて

いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 43ページの社会教育費補助金の地域づくり総合交付金のことで、参考までに確認したいことがありまして、これは文化ホールの補助金という形で増額になったという説明を聞いたのですけれども、これについては美幌の財政が楽になるのでいいことだと思うのですけれども、23年度に申請を上げたと思うのですけれども、このときに、この文化ホール以外の補助申請を上げたのかどうか、私も調査抜けていましたので、であれば、ほかにあって、たまたま交付決定ならなかったところがあった場合、そこに復活として予算がつくことが可能だったのか、もしくは、地域づくり交付金は文化ホールしか上げなかったのか、まず、その辺。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 23年度の地域づくり総合交付金におきましては、文化ホールだけではございません。ほかの事業も申請をしております、メニュー的にはすべての事業が補助対象となっております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今、話しましたメニューなのですけれども、僕も100%わからないのですけれども、民間だとか、町だとか、ほかの団体だとかだと思うのですけれども、町以外のところの申請があったかどうかと、あと、今、その他の事業が採択になったと言っていましたけれども、その他の事業には、このように追加補助金がつかなかったのか、つくものではなかったのか、その辺詳しくお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 平成23年度の地域づくり総合交付金につきましては、申請

事業はすべて町の事業主体の事業でございます。

追加の配分でありますけれども、これにつきましては、北海道が事業をホールの不足分といいますか、ホールに対して3,000万円の追加交付をするということを受けての交付でございます。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 承認第4号

○議長（古館繁夫君） 日程第6 承認第4号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の67ページをお開き願いたいと思います。

承認第4号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

68ページをお開き願います。

専決処分書。

療養給付費負担金の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、69ページで御説明申し上げます。

平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第7号）。

平成23年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,115万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,688万3,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。80、81ページをお開き願いたいと思います。

3、歳出について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末事業確定による補正であります。

81ページの一般被保険者療養給付費3,419万7,000円の減額につきましては、受診件数、当初9万8,400件が、決算9万6,015件で、2,385件の減額によるものでございます。

その他の補正につきましては、年度末事業確定による減額補正であります。

歳出は以上であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

76、77ページをお開き願いたいと思います。

77ページの一番下の国民健康保険基金繰入金1,682万5,000円の減につきましては、歳出の療養給付費等の減額及び歳入の財政調整交付金等の増額により、基金から繰り入れを減額するものでございます。

今回の補正によりまして、平成23年度末基金残高につきましては、3億6,033万9,000円であります。

その他の補正につきましては、歳出の療養給付費の減額に伴い、国、道の支出金の減額及び年度末事業の確定によるものでございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 承認第5号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 承認第5号専決処分の承認についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 85ページをお開き願いたいと思います。

承認第5号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

専決処分書。

介護サービス給付費に係る会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次のページで御説明申し上げます。

平成23年度介護保険特別会計補正予算（第5号）。

平成23年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,095万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ13億4,242万1,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。96、97ページをお開き願いたいと思います。

3、歳出について御説明いたします。

今回の補正につきましても、年度末事業確定による補正であります。

97ページの上から2段目の施設介護サービス給付費、382万7,000円の増につきましては、介護老人保健施設、介護老人福祉施設の介護サービス給付費の実績増によるものでございます。

そのほかの補正につきましては、年度末事業確定による補正でございます。

99ページをお開き願いたいと思います。

このページにつきましても、年度末事業確定による補正でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたします。94、95ページをお開き願いたいと思います。

95ページの上から3行目の調整交付金2,295万2,000円の増につきましては、平成23年度介護給付費財源調整交付金の追加交付決定による増であります。

その下の介護保険基金繰入金、2,232万5,000円の減につきましては、居宅介護サービス給付費の減、介護給付費財政調整交付金の増等に伴い、介護保険基金繰入金を減額するものであります。

なお、平成23年度末基金残高につきましては、9,345万3,000円であります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第8 承認第6号

○議長（古舘繁夫君） 日程第8 承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の103ページをお開きください。

承認第6号専決処分の承認について御説明申し上げます。

次のページ、104ページをお開きください。

専決処分書。

建設事業に係る会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては補正予算で御説明しますので、次の105ページをごらんください。

平成23年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、建設事業費等の確定による補正をいただくものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ149万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,711万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」で御説明します。

108ページをお開きください。

第2表、地方債補正。

起債の目的の公共下水道につきまして、公共汚水枘設置工事の執行残により、起債限度額790万円を50万円減額しまして、740万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明しますので、114、115ページをお開きください。

3、歳出。

需用費、工事請負費は執行残による減額であります。一時借入金利子の減は、利率引き下げによる減額であります。

次に、歳入について御説明しますので、112、113ページをお開きください。

2、歳入。

一般会計繰入金金の減は、終末処理場事業費、建設事業費、一時借入金利子減に伴うものであります。雑入、公共下水道債は執行残による減額であります。

以上、御説明しましたのでよろしく御願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第9 承認第7号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 承認第7号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の117ページをお開きください。

承認第7号専決処分の承認について御説明申し上げます。

次のページ、118ページをお開きください。

専決処分書。

建設事業費に係る会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては補正予算で御説明しますので、次の119ページをごらんください。

平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）についてを御説明申し上げます。

平成23年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましても、建設事業費等の確定による補正をいただくものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,588万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」で御説明します。122ページをお開きください。

第2表、地方債の補正。

個別排水処理施設整備事業につきましては、個別浄化槽設置工事の執行残による起債限度額を、3,720万円を40万円減額しまして、3,680万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明しますので、128、129ページをお開きください。

歳入歳出執行残による減額でありますので、以上、御説明しましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、吉住議員からの質疑についての追加説明がございますので、井上主幹からお願いいたします。

○福祉主幹（井上和俊君） それでは、先ほどの美幌町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の際

に、吉住議員から質問のありました件につきまして御説明申し上げます。

まず、3級ヘルパーと2級ヘルパーの違いでございますけれども、3級ヘルパーにつきましては、そもそも家庭介護向けのヘルパーとして設置されたものでございまして、家事のお手伝いということが主になりまして、食事の仕度と掃除等の介護ができると。2級ヘルパーにつきましては、その他、身体介護、排泄や入浴、食事の介助、体位変換などでもできるということでございます。

なお、3級ヘルパーの実態につきましては、現在、美幌町の事業所において3級ヘルパーの実態がないものですから、今回の改正によって変更等はないと考えております。

◎日程第10 承認第8号

○議長（古館繁夫君） 日程第10 承認第8号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の131ページをお開き願いたいと思います。

承認第8号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の132ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

リサイクルセンター施設整備のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年4月2日、美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の133ページから御説明を申し上げます。

平成24年度美幌町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成24年度美幌町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ1,313万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,032万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」で御説明を申し上げます。

それでは、136ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的は、リサイクルセンター施設整備事業で、限度額は980万円であります。今回の補正につきましては、美幌町字登栄にありますごみ処分場内のリサイクルセンターに設置してございますペットボトル減容機、ペットボトルを圧縮して容積を縮める、圧縮して小さくする機械でございますけれども、これは平成9年度に設置したものでございまして、耐用年数8年とされているところを14年間使用してきたものでありますけれども、本年2月22日に圧縮する部分の支柱4本のうち、3本が折れるという破損が生じました。そして使用不能となったところございまして、メーカー診断を仰ぎましたところ、老朽化により全体に変形が生じており、修理したとしてもその後の保証はできないという結果を受けまして、このたび更新することとしたものでございます。

早速見積もりを徴収しましたところ、おおよそ1,300万円の多額な費用と受注生産ということで、納期に3カ月を要することから、平成24年度事業として、地方債を財源に整備することとしたものであります。

地方債の充当率は75%、交付税措置は元利償還額の30%であります。この結果、今年度の地方債の借入総額におきましては、7億6,820万円となる見込みでございます。

それでは、次に143ページをお開きいた

だきたいと思います。

歳出でございます。

ごみ処分場維持管理事業費の増ということで、工事請負費として、リサイクルセンターペットボトル減容機整備工事、1,313万6,000円の増額補正でございます。地方債で御説明しましたとおり、ペットボトル減容機を更新するもので、工事内容といたしましては、全自動結束機付ペットボトル圧縮梱包機と、それに伴います投入コンベアの撤去設置工事であります。更新機器の規模は現有と同等のものでございますけれども、処理能力は現有が1時間当たり100キログラムに対しまして、更新機器は倍となります1時間当たり200キロを処理できる機械となっております。

ペットボトルは、1カ月に約8トン余りを回収しております、保管するにも限度があり、急を要するため、このたび専決処分により予算化をさせていただいたものでありまして、4月17日に発注いたしまして、100日間の工期で7月の下旬完成の予定であります。

次に、141ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入であります。

財政調整基金繰入金の増ということで、333万6,000円の増であります。今回の補正財源であります地方債以外の補正財源を財政調整基金に求めるものでございまして、財政調整基金の年度末残高は、この補正によりまして8億4,329万1,000円となる見込みでございます。

町債につきましては、先ほど地方債補正で御説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 1点ほど、用意で

きていればお答え願いたいと思っておりますし、できていなかったら後でいいのですけれども、今、破損したものに対して新しい機械ということであります。ただ、処理能力からいったら倍の、そこでお聞きしたいのは、例えばこのペットボトルを処理するのに作業員が必然的について回る話だと思っております。処理能力が倍だとすれば、単純な言い方で申しわけないのですが、作業員さんの時間的なものも半分で済むだろうと、これは短絡的な言い方ですよ、そういう意味ではどういう今後の全体を通した経費を、この機械を導入することによってお考えなのか、今、答えられなければ後でよろしいですから、お教え願いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質問ですけれども、吉住議員おっしゃるとおり、処理能力については時間当たり100キロから、今回、更新で時間当たり200キロということで、現段階において作業員もつけてやってございます。処理能力をアップすることによって、現在、体制的には処理能力が上がることによって時間も短縮になるということで、別途他の業務等も含めながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 済みません、これにかかわらず、本来はこれを導入することによって、どういうメリットがあるのだ、どういうデメリットがあるのだというのが、僕は基本的に先にあるべきだろうなという、これは質疑になるか、もちろん議長に怒られるかもしれませんが、やはりそこら辺のものは導入に当たって、能力も含めて利点があるからということだと私は解釈しておきたいと思っておりますし、今言ったように、後で説明できるものがあれば見せていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質問ですけれども、まず、生活のこういったリサイクルセンターにおけるペットボトルをどうするかということで、日常的に出てくる対応を最優先に考えました。その中で、このままにおいては、リサイクルセンターにおいてはかなりの量になるというデメリットがあります。それで、一つは財政的な部分がありますけれども、早急にやらなければならない。部分的な回収では間に合わないということで、取りかえを決定したところであります。取りかえすることによって、先ほど言ったように支障を来さないように、当面の対応としてペットボトルを減容機で圧縮して、業者に引き取ってもらっている現状の中で、とにかく町民生活に支障のないように対応することを最優先に考えたところであります。

先ほど総務部長から説明申し上げましたとおり、多額の金額を要すると。これは一般財源でやりますとかなりのことになりますので、そういった財源も含めてできないかということで、現在の100キロではなくて、容量をアップすることによって地方債のほうも充当できるといったことも考え、こういった対応をしたところであります。

今後については、デメリットばかりが多かったので、当面の対応として、この機械を更新することによって、さらなる町民の利便性を考えて対応できるよう進めていきたいということで対応したところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） ちょっとお聞かせいただきたいのですが、処理能力のことですが、よその町村において、前にテレビで見たことがあるのですが、キャップ周り、これを機械で外して、本当のペットボトルの使えるところだけを圧縮していくものなのか、それとも、同時に全部圧縮してしまう能力を持っ

ているのか、それとも、機械の中に入れながら外してやっていくのか、それとも、キャップ周りのことは人間の手で外してから、後の部分を圧縮していくのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（谷川明弘君） それでは、お答えいたします。

収集の際に分別ということで、まず、キャップを外してもらうのが基本となっております。その後、収集したペットボトルを人間の手で、汚いペットボトルだとかはその場で選別して、そのまま機械にかけまして圧縮している状況でございます。輪っかは、そのままつけたまま圧縮します。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、承認第8号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第11 同意第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 同意第1号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第1号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本町職員懲戒審査委員会委員、浅野俊伸は、都合によりその職を辞したので、次の者を任命いたしたく、地方自治法施行規程第1

7条第5項の規定により、議会の同意を求めるといふこととさせていただきます。

記。

住所、美幌町字三橋南17番地の20。

氏名、平井雄二。

生年月日、昭和31年10月6日でございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第36号

○議長（古舘繁夫君） 日程第12 議案第36号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の145ページをお開き願いたいと思っております。

議案第36号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成24年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,427万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ94億5,460万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

それでは、155ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出について御説明をいたします。

上段の財産管理費でございますが、町有財産管理事業費の増ということで、保険料6万円でございます。これにつきましては、その次の住民活動推進事業費の増ということで、土地購入費663万円、公共用施設購入費237万3,000円でございますが、この公共用施設の保険料と今後の予備分といたしまして、6万円の保険料を増額しようとするものでございます。

それでは、住民活動の土地と建物の購入費について御説明をいたしますので、参考資料の25ページ、26ページをお開き願いたいと思っております。

今回の公有財産購入費でございますけれども、平成14年度からの懸案事項でありました旧釧路地方法務局美幌出張所の跡利用について、地元自治会からの要望もありまして、国と協議を重ねてまいりました。その中で、本年4月に入りまして、財務局との協議が整ったので取得に係る予算を提案する運びとなったところでございます。

25ページは、地積図でございます。土地の所在は、美幌町字東1条南3丁目5番1、地目は宅地、面積は1,245.65平方メートルでございます。

購入費につきましては、下段に書いてありますが663万円、財源につきましては、すべて一般財源を充当するというところでございます。

参考までに、町のほうで評価額を算定いたしましたところ、おおよそ1,200万円ということでの評価額となっております。

形状につきましては、記載のとおりでございます。

次のページ、26ページ、現況平面図でございます。主に建物と駐車場関係でございますけれども、まず、建物につきましては、旧

法務局の庁舎ということで、記載のとおりの内容になってございます。その中で、事務室については139.68平方メートルございまして、今の取得の考え方といたしましては、中心的には地域集会室ということで、現在、南町東自治会が中心となって、南町集会室を利用しておりますけれども、こちらの集会室が非常に老朽化をしているのと、2階建てということで使いにくいということで、法務局の撤退の話があったときに、地域からの要望が出ておまして、現在の南町集会室の実際に使っている部屋の広さは、約80平方メートルに対しまして、この事務室を使いますと139平方メートルということで、おおよそ1.7倍ほどの広さになります。既存の庁舎は、このほかに書庫、あるいは宿直室とか各部屋がございまして、そのほかに、敷地には駐車場ということで整備をされておられますのと、車庫が1棟ございまして、面積につきましては、右下のほうに記載をしておりますけれども、建物の面積は365.17平方メートル、内訳といたしまして、旧庁舎の分でございまして、348.38平方メートル、構造は鉄筋クリート造平家建てでございます。これにつきましては、平成元年に建築されたもので、築22年を経過しております。

もう一つは、駐車場の右下にあります車庫でございます。これは、面積は16.79平方メートルということで、平成8年に建築されたもので、築15年を経過したものでありまして、軽量鉄骨造の施設でございます。

建物購入費といたしまして、庁舎と車庫を合わせまして237万3,000円ということでございまして、すべて一般財源を充当するというところの予算の提案でございます。

それでは、議案の155ページにお戻り願いたいと思います。

中ほどの環境保全推進費の花樹育苗センター管理運営事業の修繕料71万4,000円の増額補正でありますけれども、これにつきましては、美富にあります育苗センターの

地下水井戸ポンプが老朽化により故障しまして、それを更新するものでございます。修繕内容は、既設ポンプの取り外し、井戸のしゅんせつ、ポンプの取り付けでございます。

次に、住宅総務費の一般事務費、補助金、住宅リフォーム促進補助金3,450万円の増額補正であります。この補助金につきましては、当初予算において70件分の2,100万円の補助金を見込む予算を計上しておりましたが、申し込みが結果的に156件、工事費ベースで3億7,706万3,000円、補助金ベースで5,550万円の申請がありました。このことから、今回、申請のあった工事費に対する補助金、不足分としまして3,450万円の増額補正をいただこうとするものであります。

次に、議案の153ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入であります。

財政調整基金繰入金金の増、4,427万7,000円の増額補正であります。今回の補正財源を財政調整基金繰入金に求めるものでございまして、補正後、年度末残高におきましては、財政調整基金は7億9,901万4,000円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから質疑を行います。

11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 住民活動推進費の土地購入費であります。参考資料の26ページの図面を見ますと、これは事務室、あるいは書庫、この中は多分土足で今まで使っていたと思われるのです。であれば、これから土足のまま使うのか、あるいは、改修をしてこれからまたお金がかかるのかどうか、あと、これを見る限り宿直室もありますけれども、そういう一連を含めてこれから改修をまたやるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） ただいま大原議

員御質問にありましたように、今後におきましては、当然、改修は出てくるかと思いません。

それで、基本的な改修といたしましては、まず、屋根部分について、防水が相当痛んでいるというようなことで、最低限まずこれが必要かと。それから、外壁についても相当痛んでいるというようなことで、これはどうしてもやらざるを得ないと。それから、今度、内装に入りますが、この内装につきましては地域集会室ということを中心に考えておりますので、あるいは、メインと言いながら、選挙管理委員会とも話をしましたところ、今、選挙の投票所が南保育所を利用しているというようなことで、非常に劣悪な状態の中での投票所ということで、この施設がもし使えるのであれば、ぜひ投票所として活用したいという話もありますので、この地域における住民の方と選挙管理委員会等でこれから協議に入りまして、当然、床等の活用方法によっては床の仕上げをどういうふうにしていくか、土足でいくのか、あるいは土足ではない、スリッパ履きにするのか、そういったことも協議の中で詰めてまいりたいと考えております。

○議長（古舘繁夫君） 11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 私、この中で一番興味深いのは書庫であります。私、一般質問でもやらせていただきましたけれども、緊急時のとき、本庁舎にも書類はありますけれども、最悪の場合、そういう大事な書類をこの書庫に相当使える部分があるのではないかと。多分、ここは耐火式になっていたり、相当丈夫な書庫になっていると思うのです。そういうのもまた利用できるのかできないかも、考えているのかいないかも、あわせてお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 今、お話しいただいた点につきましては、私どものほうも考えているところでございます。

この書庫につきましては、空調設備も整っ

ているというようなことで、当然、カビ等も防げるというようなことでは、うちのほうの書庫は今なかなかそういった書庫がないものですから、貴重な公文書等書類がございしますので、そういった活用も視野に入れながら、ただし、地域住民の意見も聞かなければならないということではあるのですが、思いとしては、この中には書架も実は設置されています。スチール書架。前の登記簿等が保管されていたものです。この書架は相当高価なものだと思いますので、できるならばそういったものも活用したいという思いがありますので、今後の利活用の中では、そういった町の意見等もお話をさせていただいて、全体を決めていきたいなと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 今の大原議員の質問に関連してなのですけれども、改修事業を今後検討して行っていくということでありすけれども、その時期的なめどとか、そういったようなこと、いつぐらい町のほうは予定されているのか、その辺もしお考えあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 今後のスケジュールでありますけれども、本日、議決をいただけるならば、速やかに財務局との契約締結の事務を進めてまいりたいということを思っております。その後、6月から7月にかけて、地域住民、あるいは選挙管理委員会等と今後の利活用について詰めていきまして、8月中には何とか内容を固めて事業費の改修費用の積算を行い、9月の定例会には補正予算として改修費用を御提案申し上げ、何とか12月早々にでも利活用できるような、寒くなる前に、暖房を入れる前に使っていただくようなことで進めてまいりたいと現時点では考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） お教え願いたいと

思います。

実は、この土地、建物に関して、先ほど大原議員、上杉議員の質問の延長上の話で申しわけないのですが、これを認めた上では、改修というお話も出ているものですから、基本的には提案という形もとられて予算づけもしていくのだらうと思っておりますが、今の段階として、おおよそ、つかみですよ、今の段階ですからね、おおよそどのくらいかかるのだとか、既に南町集会所ということで、旧裁判所を使っているはずですが、今回そういう改修も含めて、こっちの分が使えるようになった段階で、あそこをどうするのだということも想定されているかなど。裁判所のところを仮にあのまま置いておくのか、はたまた解体して、更地にして別な用途にするのだという考えもあるでしょうけれども、ただ、解体となれば、またこれは予算のかかる話です。そういう意味で、いい意味で、全体をスムーズにするためには、今の段階でつかんでいる数字等があれば、多分、総務部長だから準備万端だと思っておりますので、資料という意味で配られるものだったら配っていただきたいし、口頭でできるものであれば、あくまでも今の段階のつかみですから、相談することによって変わっていく部分もありますけれども、例えば、これが結果的に私は安いと思っております、金額的には。でも、改修費が極端な話、1億円かかるのだとなった場合、ちょっと困る部分も中には出るかもしれませんので、あくまでもそういう意味も含めてつかんでいるものがあれば御紹介いただきたいということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 改修の内容につきましては、先ほども御説明いたしましたけれども、町の思いもありますけれども、あくまでも地域集会所が主体ということなので、これは地域の方々の意見を聞かなければならないということからして、先ほど大原議員からも質問ありましたけれども、床をどうするのかとか、間仕切りを例えばどうするのかと

か、いろいろなものが出てきようかと思っておりますので、それは地域の方と詰めていかないと改修費は出てこないと思っております。

先ほど言いましたように、最低限まずやらなければならないのは、屋根と壁はやらなければならないということ、腹づもりとしては持っておりますけれども、中の改修につきましては、実際に協議をした中での積算となりますので、先ほどのスケジュールの中で6月から7月の中で協議をし、8月には何とか積算にこぎ着けたいなということなので、費用の提示については御勘弁願いたいと思っております。

また、現在の南町集会所の跡利用ということでもありますけれども、当然これも一つの課題となってまいります。この場所というふうに限定したわけではないですけれども、遊休の公共施設の利用の希望というのは、NPO法人等についても実はありますので、そういった法人に声をかけながら、利用ができるのであれば利用していただくのは結構なことかなと思っておりますけれども、実際にそれが利用できるかどうかは、これから協議をしてまいることになろうかと思っております。

万が一、非常に老朽化もしていますし、間取り等の関係から利用ができないということであれば、考えられるのは解体をして、その土地を売るということも当然考えられますので、順番を追ってそういった協議をする中で方向づけを決めてまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 意味することがちょっと違うなど、私の聞き方も悪いでしょうけれども、ただ、腹構えというのは、さっきの民生部にお聞きしたことと似たようなことなのです。トータル的にどうかというのが、私たちは議会として、単品が安い高いもちろんありますよ、でも、その後に係る考え方とか、だから私はあえて今の段階のつかみとしてという言葉を使わせてもらって、も

ちろん地域住民の知恵を十分かりながら積み上げていかなければいけないものだってあるだろうなどは思っています。

例えば、一例を挙げますと、中古ダンプがあったと、見た目100万円、売ってやるよと。だけれども、その後すぐ壊れるエンジンで、エンジンを乗せかえるだけで600万円となれば、見た目の100万円ではなくて、600万円の物を買わなければいけないのだという腹づもりもしなければいけないのですよ。そういう意味で、あえてこの場でこれ以上お聞きしませんが、適当な時期に示せるものがあれば示していただきたいなということを申し上げておきます。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 旧法務局の取得に至ったことにつきましては、平成14年前後、さらにはその前にも動きとしては取り組みを行っておりました。議会の一部の皆様にもいろいろな形でお骨折りいただき、また、側面的に御支援を賜って今日に至ったということでございます。その点、感謝を申し上げたいと思います。

吉住議員御指摘のことにつきましても、やはり既存の施設をリフォームして使うと、言ってみればそういうことでございます。そういう中で、町民の皆さんの御意見を伺いながら利活用を推進していきたいと、このように考えております。

議会のほうにも、もちろんこのことについてどういうものをつくりたい、具体的にこういうことになるということを今は申し上げられません、できるだけ早い機会に議会の皆さんの御意見も賜る、そういう意見交換も含めて考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 155ページの住宅リフォーム助成事業の件についてでございますけれども、昨年も非常に好評で、ことしは

2年目、70件のところ158人の申し込みで、最終的には156人ということで、ことしも抽せんになったわけでありましてけれども、この抽せんの際に、どのような方法で抽せんを行ったかという経緯でございますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 抽せんの際にしましては、それぞれ抽せん受付番号ありまして、当初予算の形で、それと、予算額、申請受付のときに補助額が大体見積もられてきておりますので、それで抽せんをした中で、最終的に当初予算の金額に見合う番号ということで、156件のところ、実質は157件なのですけれども、そのときには58件の当選という形の部分で決めております。あくまでも抽せん、補助額に満たした段階で当選者が決まるということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 3年間ということで、来年もあるわけですがけれども、申し込む段階で書類の中に、理由といいますか、普通、基本的には住宅が古くなったから建てかえる、これがほとんどでしょうけれども、申し込む人の中には、突然病に倒れて車いすの生活になったと、それで、できれば少しでも早く恩恵に当たりたいということで、来年も恐らく定員オーバーになると思うのですけれども、その際に、車いすになられたそういう方を優先的に抽せんの対象にできないかと、そういうことでもありますけれども、いかがでございましょう。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） リフォームの関係の部分におきましては、来年、債務最終年ということでやりますけれども、その部分の申し込みの部分の利息だとか、そういう形の部分で予算をどうつけるかということによりますけれども、今、うちのほうの受付をした段階の利用申し込みの中では、そのような理由だとか、そういう部分の項目はございません。それで、そういう緊急性があるだと

か、そういうことの部分の中で、抽せんとはその部分ではなかなか考慮することは多分不可能だと思いますので、それは基本的に申込期間の中で申し込みされていなければ、そういう期間がもしも出てきたとしても、それを受付することはできませんので、大変冷たい言い方かもしれませんが、その部分のリフォームの受付については、そういう形の部分でしか今のところできないと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質問ですけれども、そういった場合、介護保険とか障害者になった場合の民生部サイドにおいて、介護保険に対する制度の中で住宅改修、あるいは障害者に対するものの住宅改修がありますので、そちらもあわせて建設水道部と協議しながら対応していきたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 同じく155ページの住宅リフォーム推進補助金なのですが、これは端的に町長に聞きたいのですけれども、昨年予算をオーバーして抽せん後、補助と、ことしも同じく出てきているのですけれども、もともとこの住宅リフォーム補助のきっかけの中には、春先、工事が遅いと。それで、雪解け前からできる可能性もあるのではないかとということで、極力早くしたいということで、町長がこの施策を2年前、1月の議会、私は経済常任委員だったので、その場で説明を受けたとなりまして、その年は選挙もありましたので、去年は、それで一応4月頭からの募集ということでしかできないと。ことしについても同じ轍を踏んでいるとなりましたら、もともと春先の工事を少しでも多く出したほうがいいのかという部分が、ちょっとことしも1月以上おくらせているとなりますと、せっかくそういう意気込みがあった施策であれば、予算の

部分を今回3,000万円、多くの町民がいいことになるのかなと思うのですけれども、一見考えれば、去年も予算以上になったと、ことしもなるというのであれば、なぜ早目の予算措置を講じられなかったのか。逆に言えば、これが少なければ補助金が出なかったのかというのではなくて、当初の施策の内容が、春、早いうちからの工事がいいのではないかとこの部分がありますので、今、新鞍議員からも年度中の話もありましたけれども、この部分、その精神を考えれば、昨年度の部分を考えましたら、24年度中にこの政策についての論議を再度見直すのかどうか、町長の腹づもりをひとつお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 早目の対応と、予算の枠どりをというお話ですけれども、これは議会の皆さんの御理解をいただいて、3月、予算審議している最中に、我々としては業者の皆さんに説明をしたり、住民の皆さんにPRさせているということ自体が、通常ではなかなか難しいことを議会の皆さんの御理解をいただいてやって、4月、予算が決まり、そして新年度に入り次第、実際、抽せんにかかっているということですので、このことについては決して遅いということではないと思いますので、本当に御理解のもと、来年もそういう形でぜひともやらせていただきたいなと思っております。

それで、予算の話ですけれども、3カ年をめぐり何とかやらせていただきたいということで、1年目も追加予算を補正をお願いしてやったということですが、実は、年々少なくなるのではないかなという予想をしていましたけれども、2年目、これほど期待を持っていただいているのだなということで、うれしい悲鳴なのですけれども、今回、補正予算を組ませていただきました。

3年目については、このことも踏まえてもうちょっと分析をしながら、施工業者の方、そしてリフォームを利用される方にアンケートもとらせていただいておりますので、その辺

で何とか需要の見込みもつかみながら、新年度については対応していきたいなど、そんなふうに思っております。本当にそういう意味では御理解を賜って、早目の着工ができていくということだと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） このリフォームにつきましては、私も関係する会社でも申し込んでいますので、今、町長のお言葉はありがたいのですけれども、実際、一番当初のとき、冬期の着業、要するに冬期の雇用対策もあるという部分も明確にしていたものですから、今回、本当にこうやって予想以上の反響があったということの予算措置はいいのですけれども、実際この予算で工事が始まって終わるのは、秋に終わる予定が多いのではないかととなりますと、また冬の仕事の部分のつながりなくなりますので、ですから、もしこの部分を再度、当初の目的に考えれば、冬場の工事という部分も含めまして、その辺の時期の関係だとか予算のつけ方を、検討に入れるかどうかということを経験したものですから、その部分についても検討の余地があるという解釈をしてよろしいかどうか。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 着工の時期につきまして、ことし議会の皆様の御理解をいただいた中で、1月をもって受付させていただきましたけれども、実績としまして58件分の中で、5月15日現在、もう既に交付申請40件をしております、着工も、去年は交付決定からして5月17日だったのですが、新年度は4月17日から1月早く前倒して着工させていただいております。

それと、登録業者、既にありますけれども、時期的な部分の冬期の部分のことの開始を言われましたけれども、申し込みされる方はいろいろあるのですけれども、これも業者さんも資材だとかいろいろな形の調整の中で、2月とか3月までなっていることもありまして、一概にそういう形は言えません。

先ほど言いましたように、アンケートとかいろいろな形の部分の中で、今回、随時いただいております、今、いろいろ言われましたことについても原課では検討して、町長のほうにこういう形もあるし、リフォーム自体についても、時期の部分も含めて今年度中には検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このリフォーム、2年目ですけれども、非常に初年度、2年度とも住民の皆さんの期待、非常に高いこととありますから、3年をめどにといいことを言っておりますけれども、来年についてはこういった期待感の大きい事業については、しっかりと対応を来年もとっていききたいと、そんなふうに思っております。

今回は補正という形ですので、ぜひ原案をお認めいただいて、町民の皆さんの期待にこたえていきたいと、そのように思っております。どうかよろしく願いをしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番橋本博之さん。

○13番（橋本博之君） 花樹育苗センターの71万4,000円の補正についてなのですが、これは今、話を聞くところによると、ポンプと井戸の改修ということなのですが、単に町の上水道を利用できない理由、これをお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ただいまの御質問ですけれども、上水は現に事務所内に配管されてございます。それについては、事務所内の上水を使っているということでございますので、緊急にやむを得ず、今現在、花樹育苗センターのほうについて、修繕が直るまでの間、緊急的な対応として、ホースでつながりながら対応してございますけれども、今回、改修することについては、苗畑を一斉に、水の量が多く使うと、一斉に出荷することに

よって多量の水を使うということでございますので、現在の上水の中では非常にポンプで水をためながらやっていることでありますので、そういったことで上水の過去に、平成10年度にこういったも含めて取りかえ工事をやって、今回、地下水の深井戸用の水中ポンプが故障したということで、各育苗に支障を来さないということで取りかえするものをございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（古館繁夫君） 13番橋本博之さん。

○13番（橋本博之君） これは、井戸を新たに掘るということも含まれているのですか。井戸は変わらない。深井戸用のポンプだけの改修。それなら話はわかるが。

○議長（古館繁夫君） 答弁はいいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第36号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 報告第7号

○議長（古館繁夫君） 日程第13 報告第7号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようであります

ので、報告第7号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第14 議員の派遣について

○議長（古館繁夫君） 日程第14 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付した印刷物のとおり派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（古館繁夫君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成24年第3回美幌町議会臨時会を閉会します。

午後 0時02分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員